

中学校デジタル印刷機賃貸借仕様書

1 賃貸借期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60か月間）

（ただし、機器一式の納入期限を令和7年12月31日とする。）

なお、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条の3に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の削減又は減額があった場合は、契約を解除することができるものとする。

2 履行場所

中学校3校 詳細は別表1「設置場所一覧」のとおり

3 契約及び支払い方法

(1) 契約方法

第三者契約、または第三者賃貸方式による契約として、「4 賃貸借物件」について、賃貸借料金には、既設機（各校1台、計3台）の撤去及び引き取り費用、機器の搬入・設置調整費用及び機器保守費用（出張費、調整費、交換部品費用）を含むものとする。

インク・マスターについては初期動作の確認のため、初回分のみ納入すること。初回分以降のインク・マスター等の消耗品に関しては、純正品以外を使用した場合は保守の対象外とする。

保守に係る費用算出については、別表2「実績一覧」を参考にすること。ただし、あくまで参考用の資料であり、実際の使用では増減する場合がある。

(2) 支払い方法

(1)の費用に、消費税及び地方消費税を加算した額を60月で除した額（円未満切捨て）を、教育委員会教育総務課に請求すること。

4 賃貸借物件

デジタル印刷機 3台

5 機器の機能要件

(1) 仕様

| | |
|-------|--|
| 製版方式 | デジタル製版 |
| 印刷方式 | 全自動孔版印刷 |
| 解像度 | 読み取り 600dpi×600pdi 書き込み 300dpi×600pdi |
| 原稿サイズ | 最大 297mm×432mm (A3 サイズ相当) |

| | |
|---------------|---|
| 用紙サイズ | 最大 297mm×432mm (A3 サイズ相当) 最小 100mm×148mm (ハガキサイズ相当) |
| 印刷速度 | 最大速度 150 枚/分以上 |
| インク及びマスター供給方式 | 全自動 |
| 給紙容量 | 1,000 枚 (64g/m ² 紙の場合) |
| 本体操作 | カラー液晶タッチパネル |
| 原稿モード | 文字、文字写真、写真 |
| 電源 | AC100V、60Hz |
| 対応 OS | Windows10 以上 |
| インターフェイス | USB2.0 |
| オプション | 専用架台 |
| その他 | 新品であること。 |
| | グリーン購入法適合品であり、かつエコマーク認定商品及び国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 |

(2) その他

- ・ 想定するデジタル印刷機のメーカーは以下のとおり。

理想科学工業、リコー、デュプロ、コニカミノルタ及びこれらと同等以上のものとする。

(参考機種：RISOGRAPH SF635 II (理想科学工業)、RICOH DD 5451 (リコー))

- ・ 機器設置場所は別紙「設置場所一覧」のとおりであるが、詳細な設置場所及び搬入日時等について、受託者は本市と協議すること。

6 運用・保守

受託者は、本市の指示のもと、本件で納入するデジタル印刷機について以下(1)～(3)の運用・保守を行うこと。

なお、保守対応時間は以下のとおりとする。

- ・ 複合機本体障害対応 : 平日 9:00～17:00 (土日祝を除く)
- ・ 問い合わせ対応 : 平日 9:00～17:00 (土日祝を除く)
- ・ 業務支援等 : 平日 9:00～17:00 (土日祝を除く)

- (1) 機器が正常な状態で稼働するように故障の防止に積極的に努め、障害時は、本市に連絡の上、速やかに保守の手配を実施すること。
- (2) 機器の仕様・機能や運用に関する問い合わせ、サポート支援を行うこと。
- (3) 受託者の都合により本契約を解除し、デジタル印刷機を搬出する場合、受託者はそれらに要する費用を負担すること。

7 業務内容

業務内容を以下(1)～(3)に示す。なお、納入するデジタル印刷機の稼働責任

は全て、受託者にて負うこと。そのため、各役務の実施にあたっては、本市および関連業者からの問い合わせ受付、問い合わせ元への回答等を受託者の責任において主体的に行うこと。

- (1) 「5 機器の機能要件」を満たすデジタル印刷機の納入
- (2) 本市が指定する場所への機器の据付、初期設定、初動確認、また既存のデジタル印刷機4台の撤去及び引き取り
- (3) 「6 運用・保守」に示す保守対応

8 業務履行上の条件及び遵守事項

受託者は、本業務において「守秘義務」を遵守するものとする。

9 再委託

- (1) 受注者は、作業の全部を一括して第三者に委託し、又請け負わせ(以下、「再委託」という。)をさせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の主たる部分(総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等)について、再委託することはできない。
- (3) 受注者は、本業務の一部について再委託するときは、再委託調書を提出するものとする。

10 その他

- (1) 納入するデジタル印刷機の稼動に必要な電気設備及び使用料は、本市が負担するものとする。
- (2) 履行期間中に、機器管理に問題が発生したと思われる場合は適宜報告し、本市と受託者の両者で改善に向けての協議を行うものとする。
- (3) 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行うものとする。
- (4) 5年間の賃貸借期間満了後は、当該機器一式を無償で譲渡するものとし、その後の修理等に必要費用は本市の負担とする。

別表 1 (設置場所一覧)

| | 学校名 | 住所 | 台数 | 設置フロア | エレベータ |
|---|--------|----------------------|----|-------|-------|
| 1 | 五條中学校 | 五條市下之町 5 0 番地 | 1 | 1 階 | × |
| 2 | 五條東中学校 | 五條市今井 5 丁目 7 番 1 2 号 | 1 | 2 階 | × |
| 3 | 五條西中学校 | 五條市大澤町 3 7 4 番地 | 1 | 1 階 | ○ |
| | | 合計 | 3 | | |

別表2「実績一覧」

| 学校名 | トータルカウンター (枚) | 導入経過日数 (月) | 月平均カウント (枚/月) |
|--------|------------------|---------------|------------------|
| 五條中学校 | 1,982,180 | 68 | 29,150 |
| 五條東中学校 | 1,217,150 | 71 | 17,143 |
| 五條西中学校 | 985,409 | 57 | 17,288 |